

社会
保障
言論どうなる
米国型“国民皆保険”

米 国の中間選挙で与党の民主党は歴史的な敗北を喫した。オバマ大統領が窮地に陥るなかで、焦点の「オバマケア」(医療保険改革)は完成するのか。

メ
ディ
ケアと
ケ
イドの狭間で

米国は、国民全般を対象にする公的な医療保障のない唯一の先進国である。ただし、65歳以上および65歳未満の障害者向け保険制度「メディケア」を設ける(1965年創設、連邦政府の運営、加入者約4900万人)。

労使負担の社会保障税を財源にする強制加入の「パートA」と、連邦政府補助付きで任意加入の「パートB」で成り立つ。前者は入院、後者は外来が主な対象で、大半は両方に加入する。さらに、様々な民間保険プランを選べる「パートC」や、外来で処方薬費が軽減される「パートD」もある。

もうひとつは、主に低所得者向けの医療扶助「メディケイド」である(1965年創設、州政府の運営、対象

者約5400万人)。外来、入院、出産、小児など全般に渡る保障だが、各州は対象者、サービスの範囲などで一定の裁量権を持つ。

両制度が下支えをしているものの、約3・1億人の大半は民間の医療保険に加入するほかに、低所得や既往症などで推定5000万人(総人口の16%)が無保険状態にある。そのため治療費の重圧が自己破産の第1位を占め、数々の悲劇を引き起こす。

1929年の大恐慌を機に「社会保障法」が制定されたものの、医師会の猛反対などで医療保障だけは置き去りにされた。その後、ほぼ1世紀、皆保険構想は幾度も浮かんでは沈んだ。2010年3月23日、オバマ大統領による医療改革法の成立は、確かに「歴史的な快挙」であった。

壮
大な
パ
ツ
チ
ワ
ー
ク
改
革

「オバマケア」の大筋は報道・解説されているが、天野拓著「オバマの医療改革」(勁草書房)は詳細・緻密に紹介・

分析している。いわく「民間保険中心の医療制度に依拠しつつ、無保険者を削減し、国民皆保険（に近い状況）を実現しようとするもの」で、「パッチワーク（つぎはぎ細工）」とも評される。

以下は同書を引用し、要点を絞ると、
①国民に民間保険加入を義務付け、未加入者には罰則②個人や企業が民間保険を買う州単位の市場創設③その保険加入の低、中所得者の保険料を税額控除、自己負担分を補助金で支援④メディケイドの対象拡大⑤民間保険に対し病歴や健康状態で加入を拒否・



中間選挙の結果を報道する新聞各紙

打ち切りを禁止する。

とくにメディケイドの拡充策は、日本ではあまり報道もされていない。所得レベルを広げて新たに約1600万人を医療扶助に迎え入れ、無保険者を大幅に減らし、残りを民間保険でカバーしていくわけだ。

総費用は約9380億ドルに上る、と概算される。いかに賄うのか。

雇用主提供の高額保険への消費税40%賦課、個人・家族向け高額保険への課税、「メディケア」の社会保障税引き上げ、製薬、保険産業からの拠出金、医療機器への課税などである。このため高所得層や企業の反発は根強い。

州レベルの反発・ 反乱が加速か

共和党やその党勢の強い州政府との対立は尾を引き、連邦最高裁判所は「保険加入の義務付け」を合憲と認めたが、メディケイドの拡充を拒否した州に対する連邦政府の補助金打ち切りは違憲と判断した。州単位の医療保険取引所の整備も、州政府が拒んだ場

合は連邦政府が肩代わりするほかない。この障壁を乗り越えても、不法移民や所得境界線上の約2200万人は無保険のまま取り残されそうだと、いう。

中間選挙の勝利で共和党は「オバマケアは大変な立法上の誤り」（マコネル・院内総務）と変更を迫り、とくに共和党優勢州での抵抗が強まりそう。もともと「共和党主導の議会に不満・怒り」との回答も59%に上る（CNNの出口調査、毎日新聞11月7日朝刊）。

70年代、民主党のエドワード・ケネディ上院議員による「皆保険構想」に対し、共和党のニクソン大統領も民間保険加入への公的補助を軸にする「国民医療パートナーシップ」で対抗した。共和党の伝統的な「小さな政府」と「自助努力」だけでは救いたい膨大な無保険者群に対し、同党も具体的な対案に迫られるのだろう。

■宮武 剛（みやたけ 剛）

毎日新聞社 論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学の教授を経て、目白大学生涯福祉研究所・客員教授、厚生労働省「社会保険審議会」委員、財務省「財政制度等審議会」委員や「NPO」福祉フォーラムジャパンの会長も務める。